

洞爺湖町議会平成27年5月会議

議事日程(第1号)

平成27年5月11日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 議案第2号 副議長の選挙について
- 日程第 5 会議案第1号 議席の指定について
- 日程第 6 選任第1号 常任委員の選任について
- 日程第 7 選任第2号 議会運営委員の選任について
- 日程第 8 選挙第3号 西胆振消防組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 選挙第4号 西いぶり広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 諸般の報告について
- 日程第11 行政報告について
- 日程第12 報告第1号 専決処分の報告について
(洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第13 報告第2号 専決処分の報告について
(洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第14 報告第3号 専決処分の承認について
(平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第15 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 同意第4号 監査委員の選任について
- 日程第17 議案第1号 平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正
予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第17まで議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	岡崎	訓君	2番	越前谷	邦夫君
3番	五十嵐	篤雄君	4番	高臣	陽太君

5番	千	葉	薫	君	6番	立	野	広	志	君
7番	小	松	晃	君	8番	沼	田	松	夫	君
9番	板	垣	正	人	君	10番	七	戸	輝	君
11番	篠	原		功	君	12番	大	西		智
13番	下	道	英	明	君	14番	佐	々	木	良
										一
										君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真	屋	敏	春	君	副町長	八	木	橋	隆	君
総務部長 兼 税務 財政課長	遠	藤	秀	男	君	経済部長	伊	藤	里	志	君
洞爺総合 支所長兼 庶務課長	大	西	康	典	君	総務部次 長兼 住民課長	澤	登	勝	義	君
総務課長	毛	利	敏	夫	君	企画防災 課長	鈴	木	清	隆	君
健康福祉 課長	皆	見		亨	君	健康福祉 センター長	山	本		隆	君
観光振興 課長 兼 洞爺湖 温泉支所長	佐	々	木	清	志	君	火 山 科学館長	木	村		修
産業振興 課長	佐	藤	孝	之	君	建設課長	八	反	田		稔
環境課長	若	木		涉	君	上下水道 課長	篠	原	哲	也	君
シビック 推進課長	武	川	正	人	君	農業振興 課長	杉	上	繁	雄	君
会計管理 者兼会計 課長	田	仲	喜	美	江	君	農業委員会 事務局長	片	岸	昭	弘
教育長	綱	嶋		勉	君	管理課長 兼 学校給 食センター長	天	野	英	樹	君

社会教育課長 永井宗雄君

代表監査委員 宮崎秀雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐藤久志

議事係 平間義陸

庶務係 阿部はるか

臨時議長の選出

事務局長（佐藤久志君） おはようございます。

本会議は、一般選挙後、初めての会議でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の議員は、篠原議員でございます。臨時議長の職務を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

篠原議員、登壇をお願いいたします。

〔臨時議長 登壇〕

開会の宣告

臨時議長（篠原 功君） おはようございます。

ただいま紹介されました篠原でございます。

議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、洞爺湖町議会平成27年5月会議を開会いたします。

（午前10時00分）

町長挨拶

臨時議長（篠原 功君） 洞爺湖町議会平成27年5月会議の招集に当たって、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

真屋町長。

町長（真屋敏春君） 本日、洞爺湖町議会平成27年5月会議を招集したところでございますが、洞爺湖町議会議員選挙後、初議会となりますので、議員各位の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの選挙におきまして、皆様には、激戦を制され、見事ご当選の栄を勝ち取られましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

さて、地方創生でございますが、まち・ひと・しごと創生法のもと、洞爺湖町におきましても、地方版総合戦略計画の策定を行っており、限られた財源の中で、地域の魅力を最大限に生かし、生活、子育て、産業振興の充実を図る政策を進めることとしております。

また、今年度は、消防防災無線の整備、特に地域防災力の強化を図ってまいります。今後とも、噴火、津波を想定した避難訓練の実施や洞爺地区の振興対策、さらに第2期まちづくり総合計画の策定に向けての準備作業を進めるところであります。このまちに住んでよかったと思えるまちづくりを目指しているところでございます。

どうか議員各位におかれましても、町政執行に当たりまして、今まで以上のご協力とご指

導を賜りますことをお願い申し上げ、選挙後の初議会に当たり、お祝いの言葉とさせていただきます。

どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

開議の宣告

臨時議長（篠原 功君） ただいまの出席議員数は、14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議員・管理職の挨拶

臨時議長（篠原 功君） 本日は、改選後の初議会でありますので、議員と町側の皆さんにそれぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

まず初めに仮議席1番の議員から、順次、お願いいたします。

高臣陽太君 高臣陽太です。このたび、初当選させていただきました。まだ若輩者ですので、どうぞご指導、ご鞭撻をよろしく願いいたします。（拍手）

小松 晃君 小松晃です。今回、4期目の当選をさせていただきました。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

千葉 薫君 今回、5期目の当選をさせていただきました千葉薫でございます。どうぞご指導のほうをよろしく願いいたします。（拍手）

下道英明君 下道英明でございます。今回、3期目の議会活動をさせていただきます。真屋町長を初め、幹部職員の皆さんとともに、明るく元気なまちづくりを進めてまいりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

七戸輝彦君 5期目の当選をさせていただきました七戸です。所属会派は公明党でございます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

立野広志君 日本共産党公認で、8期目を務めさせていただきます立野広志です。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

板垣正人君 おはようございます。5期目の当選をさせていただきました板垣でございます。これからもよろしく願いいたします。（拍手）

越前谷邦夫君 おはようございます。越前谷邦夫でございます。8期目ということでございますが、原点に戻ってまちづくりを進めさせていただきます。参加させていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

大西 智君 おはようございます。大西智です。2期目ということで、また頑張ってやっていきたいと思っております。皆さん、よろしく願いいたします。（拍手）

五十嵐篤雄君 おはようございます。五十嵐篤雄と申します。4年ぶりにこの議場に帰ってくることができました。新人のつもりでまた頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

佐々木良一君 おはようございます。佐々木良一でございます。今後とも、ご指導のほどを

よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

沼田松夫君 おはようございます。一応、4期目でございます。できることはきちんとやっていきたいと改めて覚悟して出てきました。もう一度、よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

岡崎 訓君 岡崎です。初心のつもりでこの4年を務めさせていただきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひいたします。（拍手）

臨時議長（篠原 功君） それでは、最後でありますので、私のほうからご挨拶をさせていただきます。

篠原功であります。年長議員でありますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

なお、この臨時議長の職務を無事遂行できるように、皆さんのご協力もあわせてよろしくお願ひいたします。（拍手）

それでは、引き続きまして、町側のほうからお願ひをいたします。

副町長（八木橋 隆君） 副町長の八木橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

教育長（綱嶋 勉君） 教育長の綱嶋です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

総務部長（遠藤秀男君） 総務部長と税務財政課長を兼務してございます遠藤です。よろしくお願ひいたします。（拍手）

経済部長（伊藤里志君） 経済部長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

洞爺総合支所長（大西康典君） おはようございます。洞爺総合支所長と庶務課長を兼ねております大西です。身を引き締め、職責を務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

総務部次長（澤登勝義君） 総務部次長と住民課長を行っております澤登でございます。よろしくお願ひします。（拍手）

総務課長（毛利敏夫君） 総務課長の毛利でございます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

企画防災課長（鈴木清隆君） 企画防災課の課長をしております鈴木と申します。よろしくお願ひします。（拍手）

農業振興課長（杉上繁雄君） 農業振興課の杉上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

健康福祉課長（皆見 亨君） 健康福祉課長の皆見です。よろしくお願ひいたします。（拍手）

健康福祉センター長（山本 隆君） 健康福祉センターの山本と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

農業委員会事務局長（片岸昭弘君） 農業委員会事務局長の片岸です。よろしくお願ひします。（拍手）

会計管理者（田仲喜美江君） 会計課長の田仲です。よろしくお願ひします。（拍手）

観光振興課長（佐々木清志君） 観光振興課長の佐々木です。よろしくお願ひいたします。

（拍手）

建設課長（八反田 稔君） 建設課長の八反田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

管理課長（天野英樹君） 管理課長の天野でございます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

社会教育課長（永井宗雄君） 社会教育課長の永井でございます。よろしくお願ひします。

（拍手）

産業振興課長（佐藤孝之君） 産業振興課の佐藤孝之です。どうぞよろしくお願ひします。

（拍手）

上下水道課長（篠原哲也君） 上下水道課長の篠原です。どうぞよろしくお願ひします。

（拍手）

ジオパーク推進課長（武川正人君） ジオパーク推進課長の武川正人です。よろしくお願ひいたします。（拍手）

環境課長（若木 渉君） 環境課長の若木です。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

火山科学館長（木村 修君） 火山科学館館長の木村でございます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

臨時議長（篠原 功君） ここで、代表監査委員の自己紹介をお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

代表監査委員（宮崎秀雄君） 代表監査委員の宮崎でございます。任期はあと3年となりましたが、気持ちを新たに職責を全うしていきたくと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

臨時議長（篠原 功君） 事務局の職員は省略いたします。ありがとうございました。

仮議席の指定について

臨時議長（篠原 功君） 次に、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席をそのまま指定いたします。

選挙第1号の上程、選挙、当選の告知

臨時議長（篠原 功君） 次に、日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

この選挙は、投票で行います。

それでは、議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（篠原 功君） ただいまの出席議員数は、14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第27条の規定により、仮議席1番、高臣議員、2番、小松議員、3番、千葉議員の3名を指名いたします。

それでは、ここで投票用紙の配付を行います。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（篠原 功君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

臨時議長（篠原 功君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ここで投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

臨時議長（篠原 功君） 異状なしと認めます。

確認のために申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。他事記載は一切無効となります。

自席で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により、順次、投票を願います。

それでは、ここで点呼を命じます。

職員が仮議席順に氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

それでは、始めます。

〔職員点呼、投票〕

臨時議長（篠原 功君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

臨時議長（篠原 功君） なしと認めます。

それでは、開票を行います。

立会人。

高臣議員、小松議員、千葉議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

臨時議長（篠原 功君） それでは、ここで選挙の結果を報告いたします。

投票総数は14票で、出席議員数に符合しております。

有効投票 14票

有効投票のうち、

佐々木議員 8票

千葉議員 6票

以上であります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって、佐々木議員が議長に当選されました。

ここで、議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（篠原 功君） ただいま議長に当選されました佐々木議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

議長に当選されました佐々木議員から発言を求められておりますので、これを許します。
佐々木議員。

議長（佐々木良一君） ただいまの議長選挙において議長に当選させていただきましたことに対し、皆様方に改めて厚く御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

私事になりますが、27年前に農作業事故で、一時、死を覚悟した時期がございましたが、長年のリハビリによって、無事、社会に復帰することができました。それ以来、2度目の人生を何とか社会にお返ししたいということで、議員活動をやってまいりました。

この職責を汚すことなく誠心誠意努めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、ご挨拶にさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。（拍手）

臨時議長（篠原 功君） これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。（拍手）

佐々木議長に議長席にお着き願いまして、この先、進めていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

〔議長着席〕

議長（佐々木良一君） それでは、引き続きまして、会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（佐々木良一君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、高臣議員、2番、小松議員を指名いたします。

また、会派代表者会議にて会議日数を本日1日と予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

引き続き、会議を進行いたします。

選挙第2号の上程、選挙、当選の告知

議長（佐々木良一君） 日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。

この選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

議長（佐々木良一君） ただいまの出席議員は、14名であります。

次に、立会人を指名します。

立会人は、4番、下道議員、5番、七戸議員、6番、立野議員の3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（佐々木良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（佐々木良一君） 異状なしと認めます。

確認のために申し上げます。

投票は、単記無記名でありますので、他事記載は無効となります。

自席で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により、順次、投票願います。

点呼を命じます。

職員が仮議席順に氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔職員点呼、投票〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

開票を行います。

立会人。

下道議員、七戸議員、立野議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（佐々木良一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数は14票で、出席議員に符合しております。

そのうち、

有効投票 14票

有効投票のうち、

下道議員 8票

小松議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって、下道議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（佐々木良一君） ただいま副議長に当選されました下道議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました下道議員から発言を求められておりますので、これを許します。

下道議員。

副議長（下道英明君） ただいま副議長に当選させていただきました下道英明でございます。

このような大役を仰せつかりまして、本当に大変恐縮しているところでございます。今回、本選挙におきまして、虻田地区、そして、洞爺地区が初めて一緒になった統一選挙の中で、地域の中でおのこの洞爺目線、また虻田目線だけではなく、初めて融合した町議会議員選挙でございました。

来年、合併して10年になります。その中で、議員各位の皆さんと一緒にまちづくりを進めてまいりたいと思います。今後ともご指導いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。頑張ります。（拍手）

議長（佐々木良一君） ここで、休憩をいたします。再開は、10時55分とします。

各議員は、第2委員会室にお集まり願います。

（午前10時35分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時55分）

会議案第1号の上程、指定

議長（佐々木良一君） 日程第5、会議案第1号議席の指定を行います。

議席は、議長において指定します。

各議員の議席番号は、お手元に配付のとおりであります。

別表議席表のとおり、議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、指定した議席に氏名標を持って移動願います。

〔各議員、議席着席〕

議長（佐々木良一君） それでは、そろいましたので、ただいまから会議を続けます。

選任第1号の上程、選任

議長（佐々木良一君） 日程第6、選任第1号常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長により選任したいと思います。

お手元に各常任委員会委員の名簿を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

お諮りします。

お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、私は、総務常任委員会に所属することになっていますが、議長は各常任委員会に出席できますので、常任委員を辞任したいと思います。

これをお諮りするに当たり、議長は除斥の対象となりますので、副議長と交代いたします。

副議長、お願いいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

副議長（下道英明君） それでは、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま総務常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席できる権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会の委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、辞任を申し出たものであります。

お諮りします。

議長の総務常任委員の辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（下道英明君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務常任委員の辞任については、許可することに決定いたします。

議長と交代させていただきます。

〔副議長戻席、議長着席〕

議長（佐々木良一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、各常任委員会は委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午前 11 時 00 分）

議長（佐々木良一君） それでは、再開いたします。

（午前 11 時 24 分）

議長（佐々木良一君） 休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので、報告いたします。

総務常任委員会

委員長、五十嵐議員、副委員長、七戸議員。

経済常任委員会

委員長、大西議員、副委員長、沼田議員。

議会広報常任委員会

委員長、立野議員、副委員長、高臣議員。

以上のとおり決定されました。

選任第2号の上程、選任

議長（佐々木良一君） 日程第7、選任第2号議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長により選任したいと思います。

お手元に議会運営委員の名簿を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。お諮りします。

お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会は委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午前11時25分）

議長（佐々木良一君） それでは、会議を再開いたします。

（午前11時33分）

議長（佐々木良一君） 休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので、報告いたします。

委員長には小松議員、副委員長には岡崎議員と決定いたしました。

なお、ここで1時まで休憩といたします。

（午前11時34分）

議長（佐々木良一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時00分）

選挙第3号の上程、選挙、当選の告知

議長（佐々木良一君） 日程第8、選挙第3号西胆振消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、投票で行います。

なお、西胆振消防組合の規定により2名を選出することになりますが、公職選挙法第46条の規定が適用となり、1名ずつ選挙することとなります。

したがって、まず2人のうち1人目の選挙を行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

議長（佐々木良一君） ただいまの出席議員数は、14名であります。

立会人を指名します。

会議規則第27条の規定により、立会人には、1番、岡崎議員、2番、越前谷議員、3番、五十嵐議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（佐々木良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（佐々木良一君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により、順次、投票願います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔職員点呼、投票〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

開票を行います。

岡崎議員、越前谷議員、五十嵐議員の立ち会いをお願い申し上げます。

〔開 票〕

議長（佐々木良一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票で、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 14票

有効投票のうち、

板垣議員 13票

立野議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって、板垣議員が1人目の西胆振消防組合議会議員に当選されました。

次に、2人目の西胆振消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙も投票で行います。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（佐々木良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（佐々木良一君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により、順次、投票願います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔職員点呼、投票〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

開票を行います。

1番から3番議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（佐々木良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票で、出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 14票

有効投票のうち、

岡崎議員 11票

立野議員 2票

大西議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって、岡崎議員が2人目の西胆振消防組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（佐々木良一君） ただいま西胆振消防組合議会議員に当選されました板垣議員、岡崎

議員が議場におられますので、会議規則第28条第2項の規定により当選の告知をいたします。

選挙第4号の上程、選挙、当選の告知

議長（佐々木良一君） 日程第9、選挙第4号西いぶり広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、投票で行います。

なお、西いぶり広域連合の規定により2名を選出することになりますが、公職選挙法第46条の規定が適用となり、1名ずつ選挙することとなります。

したがって、まず2人のうち1人目の選挙を行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

議長（佐々木良一君） ただいまの出席議員数は、14名であります。

立会人の指名をいたします。

会議規則第27条の規定により、立会人には、4番、高臣議員、5番、千葉議員、6番、立野議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（佐々木良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（佐々木良一君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により、順次、投票願います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔職員点呼、投票〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

開票を行います。

高臣議員、千葉議員、立野議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（佐々木良一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票で、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票のうち、

下道議員 12票

立野議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって、下道議員が1人目の西いぶり広域連合議会議員に当選されました。

次に、2人目の西いぶり広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙も投票で行います。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（佐々木良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（佐々木良一君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により、順次、投票願います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔職員点呼、投票〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

開票を行います。

立会人の4番から6番議員の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（佐々木良一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票で、出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 13票

無効投票 1 票

有効投票のうち、

五十嵐議員 11票

小松議員 1 票

立野議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票であります。

したがって、五十嵐議員が 2 人目の西いぶり広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（佐々木良一君） ただいま西いぶり広域連合議会議員に当選されました下道議員、五十嵐議員が議場におられますので、会議規則第28条第2項の規定により当選の告知をいたします。

諸般の報告について

議長（佐々木良一君） 日程第10、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これです承願います。

行政報告について

議長（佐々木良一君） 日程第11、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

町長（真屋敏春君） 平成27年5月11日、洞爺湖町議会平成27年5月会議、町の行政報告を申し上げます。

まず一つ目に、寄附についてでございます。

このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

一つ目に金員の寄附でございます。虻田ダンスサークル代表菅原正芳氏、金額1万円でございます。

次に、金員の寄附、ふるさと納税寄附金として、これは、個人、匿名でございます、36件、252万5,000円でございます。

二つ目に、有珠山噴火を想定した避難訓練についてでございます。

去る3月25日、有珠山噴火を想定した避難訓練を実施いたしました。

今回の訓練では、山頂噴火を想定し、火砕流に覆われる可能性がある範囲を洞爺湖温泉地区、泉地区、入江1区から入江4区と指定し、対策本部の設置、避難広報、福祉避難所開

設、要支援者避難及び住民避難などの一連の対応を確認いたしました。

自治会等を通じて協力をいただいた132名の住民の皆様には、サイレンの吹鳴を合図に、各自指定の一時集合場所に集まっていただきました。また、要支援者避難訓練においては、福祉避難所を開設し、避難行動要支援者の救急搬送を行っております。

訓練に際し、陸上自衛隊第71戦車連隊第4中隊、北海道警察伊達警察署、西胆振消防組合伊達消防署洞爺湖支署、西胆振消防組合洞爺湖消防団、室蘭地方气象台、介護事業所、観光関係者など多数の関係機関にご協力をいただき、感謝を申し上げますところであります。

今後とも、有珠山噴火や津波を想定した避難訓練を行い、避難体制の確立及び住民の防災意識の向上を図ってまいります。

三つ目に、洞爺湖納税貯蓄組合連合会の解散についてでございます。

洞爺湖町納税貯蓄組合連合会が本年3月31日をもって解散となりました。同連合会は、昭和35年6月に設立され、多いときは55組合が参加し、積極的に納税意識の向上及び普及に取り組み、また、地域コミュニティーにも大きな役割を果たしてきたところであります。しかしながら、個人情報の問題や組合員の高齢化、単位組合の報償金の廃止等から組合員が減少し、会を存続していくことが困難となり、今般の解散に至ったものと伺っております。

会員の皆様のごこれまでのご苦勞に感謝とお礼を申し上げ、今後とも納税への協力をお願い申し上げます。

なお、西胆振管内で組織されていた西胆振地区納税貯蓄組合連合会も同日付で解散をしております。

四つ目に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 以上で町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の報告を許します。

綱嶋教育長。

教育長（綱嶋 勉君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

まず、一つ目でございます。母と子の館体育館のリニューアル等についてでございます。

母と子の館体育館の耐震化及び改修工事が約6カ月間の工期を終え、平成27年4月1日にリニューアルオープンいたしました。

母と子の館体育館は、昭和52年建築の鉄骨づくりで、虻田高等学校の体育館として建設され、昭和62年の高校の移転に伴い体育館を町に移管されたものであります。こうした経緯から、新耐震基準施行以前の建物により、耐震診断に基づき実施したものであります。

耐震化の補強工事により、国の安全基準を満たすこととなり、利用者の皆様には安心・安全な施設として利活用いただけることとなりました。

また、改修工事もあわせて外壁やアリーナ床面の塗装、照明機器のLED化などについても実施したところであり、今後も安全性とともに利用者の健康増進や利用団体に対する支援などを行ってまいります。

二つ目は、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告します。

なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 以上で、行政報告を終わります。

報告第1号の上程、報告、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第12、報告第1号専決処分の報告について、洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 報告第1号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例でございます。

次のページ、専決処分書でございます。

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日付でございます。

3ページの洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い洞爺湖町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、8点ほどございまして、1点目は、軽自動車税の税率の引き上げの延期、2点目は、4輪車等の税率の軽減、3点目は、町たばこ税の旧3級品の製造たばこに係る特例税率の段階的な廃止、4点目は、個人町民税の寄附金控除の特例制度の創設、5点目は、住宅ローン減税の対象期間の延期、6点目は、法人町民税の税率区分の基準の見直し、7点目は、固定資産税の土地の負担調整措置の延長、8点目は、償却資産及び家屋の課税標準額の軽減措置の延長でございます。

以下、議案説明資料の1ページの条例新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第1条の洞爺湖町税条例等の一部改正でございます。

第2条の用語でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、番号法の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第23条の町民税の納税義務者等でございますが、地方税法の改正により、引用する

条項を整備するものでございます。

2ページの第31条でございます。ここでは、法人に課する均等割の税率を定めておりますが、資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準額に統一することとした所要の改正でございます。

次に、3ページの第33条所得割の課税標準でございますが、地方税法の改正により、適用条文の規定を整備するものでございます。

また、4ページの第36条の2、町民税の申告でございますが、番号法の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、第48条の法人の町民税の申告納付及び5ページの第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続でございますが、いずれも地方税法の改正に伴い引用する条項を整備したものでございます。

次に、6ページの第51条、町民税の減免でございますが、番号法の改正に伴う規定の整備でございます。

また、7ページの第57条及び第59条につきましては、固定資産税の非課税適用等に関する申告を定めた規定でございますが、いずれも地方税法の改正に伴い引用する条項を整備したものでございます。

次に、8ページの第63条の2、地方税法施行規則第15条の3の第2項の規定による補正の申し出から14ページの第149条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告まででございますが、番号法の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、15ページの附則でございます。

第4条の納期限の延長に係る延滞金の特例でございますが、地方税法の改正に伴い引用する条項を整備したものでございます。

次に、16ページの第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除でございますが、引き続き納税者の負担軽減を図るため、現在の適用期限を平成29年12月31日までを平成31年6月30日までと1年6カ月延長するものでございます。

次に、17ページの第9条及び18ページの第9条の2につきましては、ふるさと納付税ワンストップ特例制度の創設ございまして、確定申告を行わない給与所得者等の個人住民税課税市町村に対するふるさと納付税の控除申請を寄附先団体が本人にかわって行うことを要請できることとする規定の整備でございます。

なお、ふるさと納付税の特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充される部分につきましては、地方税法の改正で対応することとなっております。

同じく、18ページの第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、固定資産税等の課税標準の特例における対象施設等の課税の特例割合を定めたものでございまして、地方税法の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、19ページから22ページまでの第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の

規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、番号法の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、23ページの第11条、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の見出し並びに第11条の2、土地の価格の特例から、26ページの第13条、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例までの見出し及び本文中の改正につきましては、地方税法の改正に伴う規定の整備でございますが、27ページの第15条、特別土地保有税の課税の特例につきましても、同様に地方税法の改正に伴う規定を整備したものでございます。

次に、28ページの第16条、軽自動車税の税率の特例でございますが、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽4輪等の軽自動車税について、税額の軽減を図るとした規定を設けたものでございます。

次に、30ページの第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止することから、規定を削除したものでございます。

最後に、同じく30ページの第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございますが、これにつきましても、番号法の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、第2条の洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

32ページの第1条中の附則第16条、軽自動車税の税率の特例の改正、33ページの附則第1条から34ページの附則第5条までの改正につきましては、4輪車等の税率を軽減するグリーン化特例（軽課）の導入及び2輪車等の税率の引き上げを1年延期するための条項の整備でございます。

なお、税率等の改正につきましては、お手元に配付しております洞爺湖町税条例の一部を改正する条例説明資料の1、軽自動車税の改正内容をごらんいただきたいと思います。

議案に戻っていただきまして、10ページの附則でございます。

第1条の施行期日でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものとし、ただし書きとして、第1号から第4号までの改正規定の施行日をそれぞれ定めたものでございます。

第1号では、第2条中、洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例附則第1条3号及び第4号並びに第3条の改正規定、軽自動車税の重課税率の運用開始日を1年間延長するとして改正附則の施行日を平成27年3月31日としたものでございます。

第2号では、第1条中、洞爺湖町税条例第33条第2項所得割の課税標準及び第36条の3の3第4項個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養申告書の改正規定並びに附則第3条第2項固定資産税に関する経過措置の規定の施行日を平成28年1月1日としたものでございます。

第3号では、第1号中、第23条第2項町民税の納税義務者等の改正規定並びに附則第4条第1項納期限の延長に係る延滞金の特例及び附則第16条の2軽自動車税の税率の特例の改正規定並びに附則第2条第7項町民税に関する経過措置及び附則第5条町たばこ税に関する経

過措置の規定の施行日を平成28年4月1日としたものでございます。

第4号につきましては、今回の条例改正において、番号法の改正に伴う個人番号及び法人番号等の規定の整備を行った条項、規定の施行日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日としたものでございます。

同じく、第2条の町民税に関する経過措置でございますが、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の洞爺湖町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以下、第2項から11ページの第8項まで、新条例の規定の適用について、それぞれ経過措置を定めたものでございます。

同じく、11ページの第3条の固定資産税に関する経過措置でございますが、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以下、第2項では、番号法に関連する規定の適用について、12ページの第3項から第6項では、新条例附則第10条の2、第6項から第8項までの固定資産税の課税標準の特例の規定の適用について、それぞれ経過措置を定めたものでございます。

次に、第4条の軽自動車税に関する経過措置でございますが、第1項では、軽自動車税の減免を受ける場合における番号法の改正に伴う規定の適用に係る経過措置を定めたものでございます。

また、第2項では、新条例附則第16条、軽自動車税の税率の規定について、平成28年度分の軽自動車税について適用するものとしたものでございます。

次に、第5条の町たばこ税に関する経過措置でございますが、別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻きたばこに係るたばこ税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

第2項でございますが、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年度から段階的に廃止するために税額の引き上げをする規定を設けたものでございまして、内容につきましては、説明資料の2、町たばこ税の改正内容をごらんいただきたいと思います。

13ページの第3項から18ページの第14項までにつきましては、新条例規定の適用について、それぞれ経過措置を定めたものでございます。

最後に、同じく、18ページの第6条の特別土地保有税に関する経過措置及び19ページの第7条の入湯税に関する経過措置につきましては、いずれも番号法の施行に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） それでは、質問をしながら中身の確認をさせていただきたいと思うのですが、今、副町長が議案について随分細部にわたって説明いただいたのですけれども、非常に早口なので頭の中で十分整理できないでおります。

それにしても、今回、平成27年3月31日の地方税条例の一部改正に伴って、幾つかの税条例の内容が改正されるわけですが、その中で主に八つあるというふうに説明されました。例えば、その一つが軽自動車税の税率引き上げの延期ということで、本来、27年度分から適用される予定だった原動機つき自転車及び2輪車という税率について、適用開始が1年延期された、こういう説明でありました。また、4輪車等の税率の軽減、グリーン化特例課税の導入ということについても、税率を軽減する特例措置が適用される、こういうお話でした。

地方税法改正に伴って、それぞれの市町村の税条例を改正するというのは、流れとしてはわかります。ただ、肝心なのは、こういう本体の法律が改正されたから町が条例改正しなくてはいけないというのはわかるのだけれども、なぜ、今、そういう状況になったのかということの説明も含めてできればしていただきたい。例えば、軽自動車税の税率引き上げの延期がなぜ行われることになったのかということも含めて、その辺の背景も、単に国の法律改正によってそれを引き継ぐ形で税条例が改正されたのだというだけではなくて、これはどういう理由からこういうことになったのかという説明もぜひしていただきたいし、それから、同時に、何でもそうなのですが、国の法律の改正によって地元の町の条例改正が伴って、例えばそれが町の財政にどんな影響があるのか、当初予定していた見込みなどを含めてどのような影響があると予想されるのか、この辺についてもあわせて説明いただければなというふうに思います。

まず、その点をお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

議長（佐々木良一君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 今回の地方税法の改正に伴う各種条例等の改正でございます。

まずは町条例でございますけれども、これの背景につきましては、やはり消費税の増税ということがございました。平成26年4月から5%から8%になったということがございました。ただ、消費が思うように伸びなかった部分もございました。それと、今度は消費税が10%へというのが29年4月から今予定されておりますが、これらの延期に伴う措置ということで今回の改正になったものというふうに私どもは理解してございます。

それから、町財政への影響ということでございますけれども、まず、軽自動車税につきましては、平成26年度末現在で、町で登録している軽自動車は全て含めて大体3,200台ほどございます。平成27年度、現行の課税でいきますと大体1,650万円ほどになります。今回の軽自動車税の延期等につきましては全て28年度からの実施になっておりますので、若干引き上

げられて、28年度以降につきましては、同数の登録で考えますと大体130万円ほど増になるというような推計をしているところでございます。

また、あわせて、町たばこ税の影響について若干推計しております。町たばこ税につきましては、平成28年度から実施しますけれども、4カ年かけて段階的に引き上げて、普通のたばこと同じ税率にするというものでございます。現行の税率は、20本当たり、町たばこ税、それから、都道府県たばこ税、国のたばこ税を合わせて全体で116.24円なのですが、最終年の31年4月以降になりますと、244.88円ということで、128.64円の増税というふうになるということでございます。

この旧3級品につきましては、皆様ご存じと思いますが、6銘柄ございまして、エコー、わかば、しんせい、ゴールドンバット、バイオレット、ウルマでございます。これらを普通のたばこに合わせていくという措置でございます。

ちなみに、平成26年度、製造たばこでたばこ税として町に入ってきた額でございますが、8,900万円ほどございます。このうち、普通のたばこが8,600万円、旧3級品が300万円というような状況でございます。ということで、仮にこれが4カ年たって31年度のときに同じような消費本数と計算しますと、大体330万円ほど増税になるという状況でございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 質疑ありますか。

〔「なし」と言う人者あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

以上で、報告第1号専決処分の報告についての報告を終わります。

報告第2号の上程、報告、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第13、報告第2号専決処分の報告について、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 報告第2号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告するものでございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

次のページ、専決処分書でございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

処分日は、平成27年3月31日付でございます。

それでは、22ページ、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴う改正でございます。

改正の主な内容でございますが、所得の低い方に対する税額判定基準の緩和により、納税者の負担軽減を図るものでございまして、昨年度に引き続き、2カ年連続の拡大となります。

なお、今回の平成27年度の税制改正に伴う施行令改正では、国民健康保険の被保険者間の保険税の負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額の総額を4万円引き上げ85万円としたところでございますが、当町では、本年1月に、平成26年度の法定限度額に合わせ課税限度額の総額を77万円から81万円に引き上げましたので、この際、大幅な引き上げによる影響を回避するため、平成27年度法定限度額に合わせた引き上げを見送ることとしたところでございます。

それでは、改正の内容につきまして、お手元の議案説明資料の36ページの条例新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第23条、国民健康保険税の減額でございます。

第2号の5割軽減の判定所得の加算額を24万5,000円から26万円に、第3号の2割軽減の判定所得の加算額を45万円から47万円にそれぞれ改めるものでございます。国民健康保険税につきましては、所得に応じて7割、5割、2割の軽減が定められております。このうち、5割、2割の軽減判定基準を引き上げ、軽減対象者を拡大するものでございます。

この軽減につきまして一例を申し上げますと、40歳代の夫婦、子供1人の給与収入世帯の場合、これまで178万円以下の場合に5割軽減の対象でございましたが、今回の改正により、184万円以下の場合に5割軽減の対象となります。また、給与収入184万円の場合で算定しますと、保険税が15万6,200円から12万8,900円となり、2万7,300円の軽減となります。2割軽減の拡大につきましては、同じ世帯構成で現行約266万円以下の場合に対象でございましたが、今回の改正により、約274万円以下で対象となります。この場合、給与収入274万円の場合で算定しますと、保険税が24万1,800円から22万3,600円となり、1万8,200円の軽減となります。

また、今回の拡大となる世帯数及び軽減額の推計につきましては、電算システムの本稼働を待たなければ把握できない状況でございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

なお、課税限度額の見送りによる影響額でございますが、全加入世帯1,732世帯のうち55世帯程度でございますので、額で100万円程度と推計しております。

最後に、今回の税額軽減判定基準の拡充、課税限度額の据え置きにつきまして、3月26日開催の洞爺湖町国民健康保険運営協議会において、同意をいただいたところでございます。

議案の22ページに戻っていただいて、附則でございます。

第1項、施行期日でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項の適用区分でございますが、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、平成

27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるところであります。

次に、第3項でございます。平成25年9月に改正しました洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例附則第1項では、配当所得等の課税の特例を定め、その施行期日を平成29年1月1日としておりましたが、附則第22項に定める配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分に限り、所得税法の一部を改正する法律に沿って、平成28年1月1日から施行すると定めたものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

以上で、報告第2号専決処分の報告についての報告を終わります。

報告第3号の上程、報告、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第14、報告第3号専決処分の報告について、平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算を議題といたします。

報告を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 報告第3号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告するものでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）でございます。

次のページ、専決処分書でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）については、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

処分日は、平成27年3月31日でございます。

次のページでございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,845万6,000円とするものでございます。

今回の補正の内容でございますが、地方交付税等の歳入の確定に伴う補正でございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3 ページ、歳入でございます。

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税でございます。146万6,000円の減額でございます。

次に、4 款配当割交付金でございます。259万1,000円の増額でございます。

次に、5 款株式等譲渡所得割交付金でございます。159万3,000円の増額でございます。

6 款地方消費税交付金でございます。3,113万5,000円の減額でございます。

次に、8 款自動車取得税交付金でございます。847万円の減額でございます。

次に、10款地方交付金でございます。1 億7,405万3,000円の増額ございまして、普通交付税は329万2,000円の増額ございまして、当初 5 億5,000万円と見込んでいた特別交付税につきましては、1 億7,076万1,000円の増額となっております。

18款繰入金でございます。1 億3,700万円の減額でございます。地方交付税等の増額により、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

13款予備費につきましては、16万6,000円の増額でございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

以上で、報告第 3 号専決処分報告についての報告を終わります。

同意第 1 号、同意第 2 号及び同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第15、同意第 1 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから同意第 3 号定資産評価委員の選任についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆） 同意第 1 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

まず、住所でございます。虻田郡洞爺湖町高砂町37番地27。

氏名、宮崎泰人氏でございます。

昭和23年 3 月18日生まれの64歳でございます。

次に、同意第 2 号でございますが、同じく固定資産評価審査委員会委員の選任でございま

す。

住所、虻田郡洞爺湖町香川88番地11。

氏名、巻 進氏でございます。

昭和33年11月19日生まれの56歳でございます。

次に、同意第3号でございます。同じく、固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。

住所、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉176番地11。

氏名、成田幸一氏でございます。

昭和17年7月29日生まれの72歳でございます。

それでは、お手元に配付の議案説明資料により、お三方の略歴についてご説明を申し上げます。

38ページでございます。

宮崎泰人氏の略歴でございますが、本籍は北海道虻田郡洞爺湖町月浦109番地でございます。

学歴でございます。昭和47年3月、専修大学法学部をご卒業されております。

職歴でございますが、現在、司法書士を開業されております。

公職歴でございますが、平成7年4月より虻田町固定資産評価審査委員会委員、平成18年3月からは洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員を務められており、平成21年5月からは同委員会の委員長を務められております。また、平成9年4月からは人権擁護委員会委員を、平成22年5月から洞爺湖町情報公開・個人情報審査会委員も務められております。

団体歴でございますが、昭和61年1月には洞爺青年会議所専務理事、昭和63年1月に副理事長を歴任され、平成元年4月に虻田小学校PTA会長、虻田PTA連合会長、平成10年4月には虻田中学校PTA会長をそれぞれ歴任されております。

次に、巻 進氏の略歴でございます。

本籍は、北海道虻田郡洞爺湖町香川88番地11でございます。

学歴でございますが、昭和52年3月、倶知安農業高等学校をご卒業されております。

職歴でございますが、現在、農業に従事されておられます。

公職歴でございますが、平成3年4月から平成4年3月まで、平成12年4月から平成13年3月まで村づくり審議会の委員をお務めになり、また、平成13年4月より洞爺村固定資産評価審査委員会委員、平成18年3月から現在まで洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員を務められております。

また、団体歴等でございますが、平成8年4月にはとうや湖農業協同組合青年部洞爺支部長、平成11年4月に馬鈴薯生産部副部長、平成17年4月に豆作振興会副会長、平成27年3月には馬鈴薯生産部部長を歴任されております。

次に、成田幸一氏の略歴でございます。

本籍は、北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉176番地11でございます。

学歴でございますが、昭和33年3月大成町長磯中学校をご卒業されております。

職歴でございます。現在、株式会社リフォーム成田代表取締役でございます。

公職歴でございますが、昭和40年4月から平成10年3月まで西胆振消防組合虻田消防団員を、平成21年5月より現在まで洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員をお務めでございます。

また、団体歴等でございますが、平成18年4月より伊達地区交通安全協会洞爺湖温泉支部長、平成25年4月より一般社団法人伊達地区交通安全協会洞爺湖温泉交通安全協会長をお務めでございます。

なお、お三方とも再任でございますして、任期は平成27年5月18日より3年間でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案説明の説明を終わります。

これから、質疑を行います。確認程度の質疑といたしたいと思います。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでをそれぞれ採決いたします。

初めに、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立多数であります。

したがって、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

続いて、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決も、起立によって行います。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立全員であります。

したがって、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

続いて、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決も、起立によって行います。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立全員でございます。

したがって、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

同意第4号の上程、説明、選任

議長（佐々木良一君） 日程第16、同意第4号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真屋町長。

町長（真屋敏春君） 同意第4号の監査委員の選任についてでございますが、この監査委員の選任については、議会の議員の中から選任する監査委員でございます。

これにつきましては、議会人事などの慣例もあることから、提案者といたしましては、議会のほうにその選任方法をお任せしたいと考えておりますので、そのようにお取り計らいをいただきたいというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

ただいま説明がありましたが、監査委員の選任については議会に一任したいということですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号の監査委員の選任については、議会で選任することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

監査委員の選任方法については、先例により、正副議長及び各委員長による選考委員で先行させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議選の監査委員の選任については、選考委員で選考することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に選考委員会を開催いたします。

（午後 2時16分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時26分）

議長（佐々木良一君） ただいま選考委員において選考いたしました結果、監査委員については越前谷議員を選出することとなりました。

越前谷議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場をお願いいたします。

〔越前谷議員退場〕

議長（佐々木良一君） それでは、お諮りします。

同意第4号監査委員の選任については、越前谷議員を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号監査委員の選任については、越前谷議員を選任することに決定いたしました。

入場してください。

〔越前谷議員戻席〕

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第17、議案第1号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第1号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、債務負担行為の補正でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担することができる

事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為補正」による。

それでは、次のページの第1表、債務負担行為補正、追加でございます。

洞爺湖町公共下水道事業根幹的施設の建設工事委託でございます。期間を平成28年度、限度額を1億3,920万円と定めるものでございます。

この工事につきましては、下水道施設の長寿命化計画に基づき、虻田下水終末処理場、とうやクリーナップセンターの水処理設備、電気設備を改築、更新するものでございまして、2カ年度にわたる計画が国に承認されたことにより、平成28年度事業分について債務負担行為補正を行うものでございます。

なお、工事箇所につきましては、別添資料を参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別補正予算については、原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

あすから6月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2時31分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 2 7 年 月 日

臨 時 議 長

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員